

---

<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 529

[20/05/2003;United States Court of Appeals for the Third Circuit; Appellate Court]

Delvoe v. Lee, 329 F.3d 330 (3rd Cir. 2003)

---

Delvoe 対 Lee

連邦最高裁判所

2003 U.S. LEXIS 7737; 72 U.S.L.W. 3281

決定：2003年10月20日

裁判官：Rehnquist, Stevens, O'Connor, Scalia, Kennedy, Souter, Thomas, Ginsburg, Breyer

意見：裁量上訴の申立て棄却。連邦最高裁判所への裁量上訴は、Delvoe v. Lee 2003 U.S. LEXIS 7737 (U.S., Oct. 20, 2003)により棄却された。

---

S.D. (1歳未満の子)の事件における上訴人 W.D.対 C.L.

No. 02-3943

連邦第3巡回区控訴裁判所

329 F.3d 330; (2003 3rd Cir.)

弁論：2003年2月13日

申立て：2003年5月20日

弁護人：

S.D. (1歳未満の子)の事件における原告(上訴人) W.D.の弁護人

Dean G. Yuzek (弁論者), Joan Walter, Ingram Yuzek Gainen Carroll & Bertolotti, LLP, New York, NY. Bernard G. Post, New York, NY.

被告(被上訴人) C.L.の弁護人

Robert W. Avery (弁論者), Avery & Avery, Ridgefield, NJ. Susan M. Lee, Englewood Cliffs, NJ.

裁判官：Alito 及び McKee 巡回区判事並びに Schwarzer 上級地方裁判所判事(合衆国カリフォルニア州北部地区、指名による同席)の面前において

SCHWARZER 上級地方裁判所判事：

本件は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(1980年10月25日 T.I.A.S. No. 11670, 19 I.L.M. 1501)(以下「条約」という。)に基づき、乳児「S」のベルギーへの返還を求める W.D.の申立てを棄却する地方裁判所の命令に対して上訴するものである【脚注1】。地方裁判所は、乳児「S」がベルギーに常居所を有する者であって、同国から不法に

連れ去られたことについて、申立人が証明責任を果たせなかったということを認め、結論付けた。当裁判所は、原判決を維持する。

#### 事実及び手続及び手続に関する背景

原告及び被告は、2000年初頭にニューヨークで出会った。原告はベルギーに居住していたが、被告を訪れるため何度かニューヨークへ旅行した。被告がニューヨークを訪れた際に、二人は恋愛関係に発展した。2000年8月、被告は、原告のニューヨークのアパートに引っ越した。原告は、ベルギーに居住し続ける一方で、1年の4分の1ほどをニューヨークで過ごした。被告は、2000年9月に原告の子を妊娠したことに気がついた。被告は、ニューヨークで妊婦検診を受け始めたが、原告がアメリカでの出産費用の支払を拒否したこと、また、ベルギーは無料の医療サービスを提供していたことから、ベルギーで出産することに同意した。2000年11月、被告は1つないし2つばかりのスーツケースを持って、3か月の観光ビザでベルギーに渡航した。被告は、非妊婦服を含め、残りの持ち物をニューヨークのアパートに置いていった。ベルギーに滞在している間、被告はスーツケースの中に詰めた身の回り品を用いて暮らした。被告は、ビザの有効期限が切れても更新しなかった。乳児は、2001年5月14日に生まれた。その時まで、二人の関係は悪化していた。原告は、最初は抵抗したものの、被告が乳児「S」のアメリカのパスポートを取得することを可能にする承諾書に署名し、被告が2001年7月に乳児「S」と共にアメリカに帰国することに同意した。その後2ヶ月間にわたって、原告はアメリカを何度か訪れ、二人は何度か関係を修復しようと試みた。こうした努力が実を結ばなかったため、原告は本件申立てを行った。地方裁判所は、証拠調べを経て、本件申立てを棄却した。その後本件控訴がなされた。地方裁判所の命令は本件申立てに対する最終処分であるため、28 U.S.C. § 1291に基づき、当裁判所が管轄権を有する。

#### 考察

条約第3条は、関連部分において次のように規定している。

子の連れ去り・・・は、次のa及びbに該当する場合には、不法とする。

a) 当該連れ去り・・・の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて、個人・・・が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

(強調は当裁判所が追加したもの)

ある個人の常居所の決定は、事実と法律の混在する問題である。当裁判所は、地方裁判所による語られた過去の事実の認定に明確な誤りがないかの審理を行うが、当該裁判所による当該事実への法規範の適用については全面的な審理を行う。Feder v. Evans-Feder, 63 F.3d 217, 222 n.9 (3d Cir. 1995) ;Mozes v. Mozes, 239 F.3d 1067, 1073 (9th Cir. 2001)も参照。

本件の問題は、乳児「S」が、アメリカに連れ去られた時に、ベルギーに「常居所を有する者」であったか否かである。Feder 事件では、関係する概念を次のように定義した。

[A]子の常居所は、子が・・・順応するのに十分な時間、物理的に滞在している場所で、かつ、子の観点から「ある程度の定住目的」が認められる場所である。・・・[A] 特定の場所がこの基準を満たすか否かの判断は、子に焦点を置かなければならず、その場所における子の状況と、その場所における子の滞在に関する両親の現在の共通の意図の分析からなる。

63 F.3d at 224. 地方裁判所は、乳児「S」がベルギーに常居所を有する者であったことについて、原告が証明責任を果たすことができなかつたと判断した。当該裁判所は、出生後2か月のまだ授乳中の子は、両親から離れて順応するのに十分なほど時間が経っていないと判断した。

本件は、とても幼い子が常居所を有するかどうか、そして、いつ常居所を獲得するのかという固有の問題を提起するものである。当該問題は、子が最初に常居所を有していると考えられ場合に、当該常居所の変更を巡って争われるときの条約に基づく一連の決定とは異なる。当裁判所において、この問題を正面から取り上げた決定は存在しない。条約に関して書かれた主要な論文が、いくつかの一般的な指針を示している。

当該概念の事実的な基礎に基づけば、被扶養状態に基づく常居所は存在しないという理論的な水準に関して一般的な合意が成立している。しかしながら、実際問題として、子の常居所とその監護者の常居所を区別するのは不可能である場合が多い。子が非常に若い場合、通常であれば、その子が[監護者とは]別の常居所を獲得する能力又は意図を有することは非常に難しいだろう。

**Paul Beaumont & Peter McEleavy, The Hague Convention on International Child Abduction 91 (1999).** イギリスの裁判所は、「子の常居所は、その子が最後に定住した住居のある場所、つまり夫婦間の住居があつた場所である。」と述べた。**Dickson v. Dickson, 1990 SCLR 692.**そして、オーストラリアの裁判所は、「幼い子は、その監護者とは別に常居所を獲得することはできない。「A」が両方の親と共に居住している間に、「A」は両親との共通の常居所を有していたか、それを有しないかのどちらかである。」と述べた。**Re F (1991) 1 F.L.R. 548, 551. [脚注 2]**

夫婦間の住居が存在する場合、すなわち、両親のいずれもが居住するという定住の意図を共有する場合には、乳幼児の常居所の判断は特に問題とならず、単に裁判所が精通している条約に基づく分析を適用することが求められるだけである。しかしながら、本件のように、両親の関係が破綻している場合、問題の性質は変わる。もちろん、子の常居所があったん存在したならば、両親の間で紛争が生じたという単なる事実だけで、子の常居所を失わせるわけではない。しかし、紛争が子の誕生と同時に生じた場合、子の常居所は存在し得ない。

だからといって、乳幼児の常居所が自動的に母親の常居所になるとはいえない。**Nunez-Escudero v. Tice-Menley (58 F.3d 374 (8th Cir. 1995))** 事件では、**Nunez-Escudero** と **Tice-Menley** は 1992 年の 8 月にメキシコで結婚した。子は、1993 年の 7 月にメキシコで生まれた。9 月に、**Tice-Menley** は、生後 2 ヶ月の乳幼児を連れてメキシコを離れ、アメリカに帰国した。**Nunez-Escudero** は、息子が不法に連れ去られたと主張し、条約に基づく申立てを行った。地方裁判所は、子の返還が、その子に害悪を及ぼす重大な危険があることを理由として、当該申立てを棄却した。控訴裁判所は、原判決を破棄し、差し戻した。

母親は、当該控訴裁判所は、子に害悪を及ぼす重大な危険があるとする決定が誤っていたとしても、乳幼児がメキシコに常居所を有する者ではなかったとの理由で、原審を維持すべきだと主張した。控訴裁判所は、当該主張を退け、以下のとおり述べて、子の常居所の決定を原審に差し戻した。

子の常居所が当該子の母親に由来するということは、子を連れ去った親に報いるものであり、子の常居所は偶然母親が居合わせた場所であるという容認できない推定をもたらすものであることから、条約に反するであろう。

#### 58 F.3d の 379

本件は、**Nunez-Escudero** 事件とは異なる。なぜなら、[**Nunez-Escudero** 事件では] 原告と被告はメキシコで結婚し、子が誕生するまで 1 年近くもそこで一緒に暮らしており、子の常居所がメキシコであると判断する根拠が存在したからである。これに対して、本件では、地方裁判所は、被告は、原告に促されて、子の出産費用を避けるためにベルギーに渡航したのであり、ベルギーには単に一時的に居住するつもりであったとを認めた。被告は、非妊婦服を持参しなかったこと、3 ヶ月間のビザのみ有していたこと、及び持参した 2 つのスーツケースに詰めた身の回り品を用いて暮らしていたことからニューヨークとの結び付きを維持していた。したがって、必要条件であるベルギーを常居所とするという「共通の目的の程度」が欠けている。**Re Bates** 判決において説明されたように、

ある程度の定住目的がなければならない。...必要なことは、実際に暮らす場所での居住目的が、定住していると適切に評される程に十分な程度の継続性が存在することである。

**Feder, 63 F. 3d 217 at 223** で引用された **No. CA 122-89, High Court of Justice, Family Div'l Ct. Royal Courts of Justice, United Kingdom (1989)**。

原告と被告には、「子が[ベルギーに]滞在することについて共通した意図」(**Feder, 63 F. 3d at 224**) がなかったため、乳児「S」はそこに常居所を有する者とはならなかった。たとえ原告が常居所を有する者になることを意図していたとしても、被告はそのような意図がないことを証明した。新生児の地位について、あるスコットランドの専門家は以下のとおり述べた。

[A]両親が常居所を有する国で生まれた新生児は、通常その国に常居所を有する者とみなすことができる。しかしながら、母親が、自身の常居所がある国以外の国に一時的に滞在

している間に子が生まれた場合、当該子は、ある程度安定した基盤を築いてある国に暮らすようになるまでは、通常は常居所がないことになると思われる。

**Dr. E. M. Clive, “The Concept of Habitual Residence,” The Juridical Review part 3, 138, 146 (1997).**

異議が申し立てられなかった地方裁判所の事実認定に基づき、当裁判所は、原告が、乳児「S」がベルギーに常居所を有する者であったことを証明できなかったと結論づける。

当裁判所は、地方裁判所の命令を維持する。

---

## 脚注

[脚注 1] 条約は、**42 U.S.C. § 11603 (2003 年)**において実施されている。

[脚注 2] これらの事案は、両親が共同監護権を有していたことを前提にしている。この前提は、ベルギーの法律の下では、両親の婚姻の有無にかかわらず、当てはまる。**H. Bocken and W. DeBondt, Introduction to Belgian Law 150 (cohabiting parents) (2001)**を参照。しかし、一方の親だけが監護権を有する場合、状況は異なる。従って、「[2歳の]子が法律で認められた母親の単独監護権の下にある場合、常居所に関する子の状況は、必然的に当該子の母親のそれと同一になる。」 **In re J (C v. S) [1990] 2 AC 562, 579.**